

町内会からの「敬老お祝い紅白饅」等の事について

- ☑ “例年、敬老祝いとして貰っていた紅白饅頭が今年は、貰えなくなったが、どうしたのか？”という、お声が、役員に届いておりますので、その事情をお知らせしておきます。

結論は、今年度から贈呈（支給・配布）対象の年齢が、変更になり、満 75 歳以上に 5 歳繰り上がった、ということです。

去る平成 28 年 3 月 20 日（日）開催した平成 27 年度上桜田町内会通常総会及び上桜田防災会通常総会（場所；上桜田公民館）に於いて、議決された「第 2 号議案 平成 28 年度 上桜田町内会年会費の削減および役員手当の削減等」の内容で変更されたものです。

その内容をそのまま記載します。

（3）慶弔費の配分調整

	現 行	改定後	備 考
弔 費	10[千円/人]	5 [千円/人]	・ 高齢化社会進展の中で弔費の増加が見込まれる事から半額にする。（香典返不受）
慶 費	――	5 [千円/人]	・ 一方で、子育て支援の観点から赤ちゃん誕生時の祝い金を創設する。
敬 老 お 祝 い	<u>70 歳以上</u>	<u>75 歳以上</u>	・ 長寿社会を踏まえ、一般敬老お祝いの対象年齢を引き上げる。
80 歳以上 単身者	――	予算見合いの 現物支給	・ 一方で、高齢単身生活の労苦に感謝の意を表する。

- ☑ 赤ちゃん誕生祝い金について

これについても、前記第 2 号議案の中で議決され、その内容は前記表（慶費のところ）のとおりであります。前記表に於ける「弔費、敬老お祝い、80 歳以上単身者」の対象者については、町内会として把握が比較的容易ではあるが、赤ちゃんについては、ご家族・ご親戚や隣近所からの声が頼りとなります。今年 4 月以降、お生まれになったご家庭（世帯）がありましたら町内会長あるいは隣組長以上の役員までご連絡をください。

＜お願い＞

町内会の回覧や通常総会資料の内容は、ご家庭内で共有されますようお願いします。

以上

＜町内会総務担当 大沼香＞